



クリーンセンターくれの訴訟に係る和解について

標記の件について、本日、東京地方裁判所で行われた期日において、原告・被告の双方が裁判所の和解勧告に応じ、和解が成立しましたので、報告します。

なお、本件和解条項について、令和7年第2回呉市議会（6月定例会）において議決を得た内容からの変更はありません。

1 事件番号等

東京地方裁判所令和4年（ワ）第21796号委託料等請求事件

2 当事者

(1) 原告

呉市宝町5番3号

呉環境サービス株式会社

代表取締役 梅中 賢一

(2) 被告

呉市

3 和解条項

(1) 近年、社会に急速に普及したリチウムイオン電池及びその使用製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）が、一般廃棄物として排出されることがあり、リチウムイオン電池等に起因する発火現象が生じ、ごみ処理施設等の火災に発展するリスクがあるため、原告と被告は、本件施設においても、相互に協力してかかるリスクに対応しなければならないとの認識を共有する。

原告は、本事業における安全に配慮した作業手順に基づいて、一般廃棄物からリチウムイオン電池等の摘出、保管等を適切に行う必要があり、被告は、リチウムイオン電池等の一般廃棄物への混入防止について、改めて現状を認識した上で、今後も市民への周知徹底や収集運搬過程での対策に真摯に取り組む必要がある。

原告と被告は、一般廃棄物の処理業務に従事するパートナーとして、本施設におけるリチウムイオン電池等に起因する火災の発生を可能な限り防止するため、相互に協力しつつ、本事業における各自の果たすべき責務について、誠実に取り組むものとする。

- (2) 被告は、原告に対し、本件の解決金として、10億円の支払義務があることを認める。
- (3) 被告は、原告に対し、前号の金員のうち①8億円を令和7年7月31日限り、②2億円を第4号の保険金請求についての審査結果の告知の日から1か月以内に、それぞれ原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、②について、原告の被告に対する審査結果の告知が令和7年6月30日以前になされた場合、被告は、原告に対し、2億円を令和7年7月31日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- (4) 原告は、原告が加入する賠償責任保険に係る保険金請求を行い、それにより保険金の支払を受けた場合には、被告に対し、前号の金員のうち②2億円について、2億円を上限として支払われた保険金相当額の支払義務を免除する。
- (5) 被告は、被告がその費用負担において加入する火災保険に求償権放棄特約を付するものとする。
- (6) 原告及び被告は、本件紛争並びに本和解の内容について、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に約束する。
- (7) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (8) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は各自の負担とする。